

明治学院大学ハラスメント人権委員会に関する規則

2011年 1月14日	常務理事会承認
2017年 3月10日	常務理事会承認
2019年 3月 8日	常務理事会承認
2019年12月 6日	常務理事会承認
2024年 6月14日	常務理事会承認
2025年 7月18日	常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学におけるハラスメントの防止・対策のために、『ハラスメント防止宣言』に則り、ハラスメント人権委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において、ハラスメントとは、次の行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、意図しているかどうかに関わらず、相手を不快にさせる性的言動で相手に精神的・肉体的苦痛や不快感を与えることである。
- (2) アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場で、優位的立場にある者が適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、学修・研究環境を悪化させたり、相手に対し、精神的・肉体的な苦痛を与えることである。
- (3) パワー・ハラスメントとは、職場で、優位的立場にある者が適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、相手に精神的・肉体的な苦痛を与え、または就労環境を悪化させることである。

(任務)

第3条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに関する相談とその対応（含む被害者の救済）。
- (2) 学長および当該学部（含む教養教育センター）の長もしくは当該事務部門の長へのハラスメント問題の処置に関する勧告。
- (3) ハラスメント防止・対策に関する情報収集、研修・啓発活動の促進。
- (4) 委員会の組織および運営に関する事項。
- (5) その他、ハラスメントに関する重要事項。

(定足数と議決数)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。なお、定足数には委任状も含むものとする。

(組織)

第5条 委員会は、委員長および次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員委員16名は、学長の指名に基づき、その教員の所属する学部（含む教養教育センター）教授会の承認を得るものとする。
- (2) 職員委員6名は、学長の指名に基づき、大学事務局長の同意を得るものとする。
- (3) 専門相談員

2 委員の性差比率は、原則として、20%を超えないものとする。

3 委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

5 委員は、その任期中および退任後、この規則の第3条第1号の任務によって知りえた情報を他に漏らしてはならない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長の指名による。

3 委員長の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員長に欠員が生じた場合、補欠の委員長の任期は、前任者の残存期間とする。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長は、必要ある場合、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

7 委員長は、関係部局と連携をはかり、調整を行う。

(副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ハラスメント相談窓口)

第8条 委員会は、ハラスメントに関する相談とその対応のため、ハラスメント相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、明治学院大学ハラスメント相談支援センター（以下、「相談支援センター」という）と相談員とする。

3 前項の相談支援センターに関する必要な事項は別に定める。

4 相談員は、委員が兼ね、ハラスメントに関する相談に応じる。

5 相談員は、前項の相談内容について、委員長に報告する。

(ハラスメント事前審査会)

第9条 委員会は、ハラスメント調査あるいはハラスメント調停の申立てがあった場合、当該申立てに関する審査のため、ハラスメント事前審査会（以下、「事前審査会」という）を設置する。

2 前項のほか事前審査会に関する必要な事項は別に定める。

3 事前審査会は、申立てについて審査を行い、その結果を委員長に報告する。

4 委員長は、事前審査の結果を申立人に報告する。

(ハラスメント調停委員会)

第10条 委員会は、ハラスメントに関する調停のため、ハラスメント調停委員会（以下、「調停委員会」という）を設置することができる。

2 調停委員会の設置は、事前審査会からの報告に基づき、委員長が決定する。

3 前項のほか調停委員会に関する必要な事項は別に定める。

4 委員会は、調停委員会の報告を審議し、委員長はその結果を申立人・被申立人および学長、各々の所属長に報告する。

(ハラスメント調査委員会)

第11条 委員会は、ハラスメントに関する調査のため、ハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という）を設置することができる。

2 調査委員会の設置は、事前審査会からの報告に基づき、委員長が決定する。

3 前項のほか調査委員会に関する必要な事項は別に定める。

4 委員会は、調査委員会の報告を審議し、委員長はその結果を申立人・被申立人および学長、各々の所属長に報告する。

(事務)

第12条 この規則を実施するための事務は、学長室が所管する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、ハラスメント人権委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規則は、2011年4月1日から施行する。これにより、「明治学院大学セクシュアル・ハラスメント人権委員会に関する規則」は廃止する。

2 この規則は、2017年4月1日から施行する。（第3条、第4条、法務職研究科廃止による。）

3 この規則は、2019年4月1日から施行する。（第2条(1)(2)(3)、第4条の追加、第8条第3項の追加、第9条第3項の追加）

4 この規則は、2019年12月6日から施行する。（第2条(1)(2)(3)の修正）

5 この規則は、2024年4月1日に遡及して施行する。（第5条第1項第1号の変更）

6 この規則は、2025年7月18日から施行する。（第7条、第9条の追加、それに伴う条番号の繰り下げ。第10条第2項の追加、第11条第2項の追加、それに伴う項番号の繰り下げ）